

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 中期計画等、学校評価及び情報提供

（中期計画等）

第十二条の二 校長は、奈良県における教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第七條第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「奈良県教育振興基本計画」という。）の計画期間における学校運営に関する計画（以下「中期計画」という。）を定め、公表しなければならない。

2 中期計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）第三百三条の二各号に規定する方針（高等学校に限る。）
- 二 奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校の教育活動に関する目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
- 3 校長は、奈良県教育振興基本計画、中期計画等を踏まえ、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画を定め、これを教育長に報告しなければならない。
- 4 中期計画等の策定等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（学校評価及び情報提供）

第十二条の三 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表しなければならない。

3 校長は、前二項の規定により行った評価の結果を教育長に報告しなければならない。

4 校長は、第一項及び第二項の規定による評価の結果を踏まえて、学校運営の改善を

図るため必要な措置を講ずるものとする。

5 校長は、学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

6 第一項及び第二項に規定する評価等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第十三条の二第一項中「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第三十二条の六を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。